

議案第9号

史跡西条酒蔵群保存活用計画策定委員会規則の制定について

史跡西条酒蔵群保存活用計画策定委員会規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和8年3月26日提出

東広島市教育委員会

教育長 市場 一也

1 提案理由

附属機関の設置に関する条例（昭和50年東広島市条例第34号）第3条の規定に基づき、史跡西条酒蔵群保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、この議案を提出するものである。

2 制定案

別紙のとおり

3 施行期日

令和8年4月1日

4 根拠法令

附属機関の設置に関する条例（昭和50年東広島市条例第34号）

第2条 別表の左欄に掲げる機関は、市長及び教育委員会の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ右欄に定めるとおりとする。

第3条 前条に掲げる機関の組織、所掌事務及び委員その他の構成員並びにその運営に関して必要な事項については市長又は教育委員会が規則で定める。

別表(第2条関係)

史跡西条酒蔵群保存活用 計画策定委員会	史跡西条酒蔵群保存活用計画の策定並びに史跡西条 酒蔵群の保存管理及び整備活用に関する重要な事項 を審議すること。
------------------------	--

史跡西条酒蔵群保存活用計画策定委員会規則をここに公布する。

令和8年3月 日

東広島市教育委員会
教育長 市 場 一 也

史跡西条酒蔵群保存活用計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和50年東広島市条例第34号）第3条の規定に基づき、史跡西条酒蔵群保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、東広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 西条酒蔵群の保存活用計画（第3号において「計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 西条酒蔵群の保存管理及び整備活用に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定並びに西条酒蔵群の保存管理及び整備活用に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体に属する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第1項本文の規定にかかわらず、その職に基づいて委嘱された委員の任期は、当該職にある期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、特に審議のため必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会は、第2条に規定する所掌事務を円滑に行うため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、委員長が指名する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。